

第5回佐賀市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年3月23日（月）15：00

佐賀市役所本庁2階 庁議室

1 開会

2 協議事項

- (1) 休館施設の再開の判断基準について

- (2) 施設の休館等に伴う対応について

- (3) 全員協議会（3月24日 定例会閉会后）について

3 報告事項

- (1) 納税が困難な方への対応について

4 その他

第5回 佐賀市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 令和2年3月23日

【主な確認事項】

(1) 休館施設の再開の判断基準について

- ・市有施設については、3月25日（水）から一律休館を解除する。
以降、順次可能な施設から開館する。（明日の午後、ホームページで公表予定）
- ・但し、実施に際しては、国の専門家会議（3/9）が示した3条件「換気が悪い」、「密集」、「接近会話」が重ならない対策を講じて実施する。

（今後の想定）3月25日以前に

- ・濃厚接触者23名の中から発熱者が出た場合 → 行動歴の確認後、あらためて判断。
- ・新たな感染者が確認された場合 → 休館措置の延長を行うかは慎重に判断。
- ・市主催のイベント等については、3月中は準備等の都合により、開催は困難なため、中止の方針は維持。4月以降は、開催規模、対象者、開催場所、準備期間、最新状況などを考慮しながら、原則、開催する方向で、検討を行う。

(2) 納税が困難な方への対応について

- ・3月18日付総務省通知において、新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方に対する徴収の猶予（換価の猶予）等の制度の適用、および柔軟な対応について要請あり。
- ・佐賀市HPの「新型コロナウイルス関連情報」で、納税相談を呼びかける記事を掲載する。
- ・相談に際しては、制度を説明するとともに、納税者の事情を聞き取りながら柔軟に対応する。

(3) その他

- ・市職員が出来る行動 ⇒ 市内宿泊、飲食、小売り、運送等での促進、花屋購買促進